

障害者割引

身体障害者割引

知的障害者割引

精神障害者割引

適用対象者確認の為、障害者手帳または障害者手帳アプリの提示を求める場合があります。

————— 下記の手帳をお持ちの方 —————

●身体障害者手帳 第1種

ご本人の乗船料が50%割引になります。

第1種身体障害者について、当社において介護能力があると認められた介護者又は通訳、介助員1名の乗船料は50%割引とする。

●療育手帳（愛護手帳） 判定 A

ご本人の乗船料が50%割引になります。

第1種知的障害者について、当社において介護能力があると認められた介護者1名の乗船料は50%割引とする。

●精神障害者保健福祉手帳 1級

ご本人の乗船料が50%割引になります。

精神障害者1級について、当社において介護能力があると認められた介護者1名の乗船料は50%割引とする。

障害者及び、障害者と共に利用する介護者または通訳・介助員のグリーン室料金は50%割引とする。

●身体障害者手帳 第2種

ご本人の乗船料が50%割引になります。

第2種身体障害者にあつては片道101km以上を旅行する場合に限り、当社において介護能力があると認められた介護者又は通訳、介助員1名の乗船料は50%割引とする。

●療育手帳（愛護手帳） 判定 B

ご本人の乗船料が50%割引になります。

第2種知的障害者にあつては、片道101km以上を旅行する場合に限り、当社において介護能力があると認められた介護者1名の乗船料は50%割引とする。

●精神障害者保健福祉手帳 2級・3級

ご本人の乗船料が50%割引になります。

精神障害者2級及び3級にあつては、片道101km以上の旅行する場合に限り、当社において介護能力があると認められた介護者1名の乗船料は50%割引とする。